解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十一月二十九日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年三月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月二十日

長崎県諫早市小長井町遠竹二七四七番地

学校法人小長井聖母の騎士学園

清算人　山下　公輝

第三期決算公告

平成二十五年十二月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・千円）

資産の部	
流動資産	三九、七一五
固定資産	一、一二〇
合計	四〇、八三六
負債及び純資産の部	
流動負債	五三、一二四
株主資本	△一二、二八八
資本金	二〇、〇〇〇
利益剰余金	△三二、二八八
（その他利益剰余金）	（△三二、二八八）
（うち当期純利益）	（九、一七八）
合計	四〇、八三六

平成二十六年三月二十日

東京都荒川区西日暮里五丁目二六番地七

カナレシステムワークス株式会社

代表取締役社長　山本　英夫

第二期決算公告

平成二十五年十二月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・千円）

資産の部	
流動資産	一二〇、八五二
固定資産	一五、二六一
合計	一三六、一一四
負債及び純資産の部	
流動負債	六七、六八九
固定負債	三〇
株主資本	六八、三九四
資本金	七〇、〇〇〇
利益剰余金	△一、六〇五
（その他利益剰余金）	（△一、六〇五）
（うち当期純利益）	（三、九四五）
合計	一三六、一一四

平成二十六年三月二十日

神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目四番一号　新横浜ＷＮビル四階

株式会社カナレテック

代表取締役社長　野田　爾

第三十一期決算公告

平成二十五年十二月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・千円）

資産の部	
流動資産	三六三、一二六
固定資産	二三、三七〇
合計	三八六、四九六
負債及び純資産の部	
流動負債	一五一、一一六
固定負債	七、九九五
株主資本	二二七、三八五
資本金	四〇、〇〇〇
利益剰余金	一八七、三八五
（利益準備金）	（一〇、〇〇〇）
（その他利益剰余金）	（一七七、三八五）
（うち当期純利益）	（二一、〇八三）
合計	三八六、四九六

平成二十六年三月二十日

愛知県日進市藤枝町奥廻間一二〇一番地一

○　カナレハーネス株式会社

代表取締役社長　生駒　勝典

第三十八期決算公告

平成二十五年十二月三十一日現在

貸借対照表の要旨　単位・百万円

資産の部	
流動資産	七三五
固定資産	七九
資産の部合計	八一四
負債及び純資産の部	
流動負債	四一三
賞与引当金	一二四
その他	二八九
固定負債	二〇六
退職給付引当金	二〇六
負債の部合計	六一九
株主資本	一九五
資本金	九〇
利益剰余金	一〇五
利益準備金	三一
その他利益剰余金	七四
（当期純利益）	（六七）
純資産の部合計	一九五
負債及び純資産の部合計	八一四

平成二十六年三月二十日

愛媛県西条市ひうち六番地三

愛媛サニタリープロダクツ株式会社

代表取締役　山下　博之

公益信託アドラ国際援助基金第二十一期決算公告

一、事業概要

特定非営利活動法人ＧＦＮＰ他四団体に、総額一、〇九〇、八〇〇円（日本円換算）の給付を行った。

二、財産目録（平成二十五年十二月三十一日現在）

資産合計	八三、五一二、一四八円
負債合計	○円
正味信託財産	八三、五一二、一四八円

平成二十六年三月二十日

東京都中央区八重洲一丁目二番一号

公益信託アドラ国際援助基金

受託者　みずほ信託銀行株式会社

公益信託大阪市平野区川辺コミュニティ基金第二十期決算公告

一、事業概要

コミュニティ活動助成事業及び地区会館管理運営助成事業に対し総額一〇、七七〇、〇〇〇円を助成金として給付した。

二、財産目録（平成二十五年十二月三十一日現在）

資産合計	三七〇、〇四三、九一一円
負債合計	○円
正味信託財産	三七〇、〇四三、九一一円

平成二十六年三月二十日

東京都中央区八重洲一丁目二番一号

公益信託大阪市平野区川辺コミュニティ基金

代表受託者　みずほ信託銀行株式会社

公益信託遠藤記念三多摩自然環境保全基金第三十二期決算公告

一、事業概要

今期は八団体に対し合計十九万円の助成金を給付した。

二、財産目録（平成二十五年十二月三十一日現在）

資産合計	七、〇九七、五九七円
負債合計	○円
正味信託財産	七、〇九七、五九七円

平成二十六年三月二十日

東京都中央区八重洲一丁目二番一号

公益信託遠藤記念三多摩自然環境保全基金

受託者　みずほ信託銀行株式会社

配当公告

神戸市西区伊川谷町潤和一一一〇番地

破産者　テンペスタ株式会社

右の者に対する神戸地方裁判所平成二十四年（フ）第七九二号破産事件の第一回中間配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一〇六、八七八、二五一円

一、配当することのできる金額

金六、四一二、六九五円

平成二十六年三月二十日

神戸市中央区明石町四八番地神戸ダイヤモンドビル八階　六甲法律事務所

破産管財人　弁護士　浅田　修宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県八千代市吉橋一四〇番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　春田　茂

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月二十日

事務所千葉市中央区中央四丁目一七番三号

袖ヶ浦ビル六階　佐野総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　坂口　靖